

## 4 門真市第5次総合計画

(平成22年3月策定、平成27年3月改定)

「門真市第5次総合計画」とは、まちの成り立ちや歴史を振り返りながら、市が置かれている現状を踏まえ、将来のまちづくりの展望や方向性を明らかにし、未来のまちづくりの目標やその実現方策を示すものです。平成27年3月には、施策の進捗状況及び社会経済情勢などの変化を踏まえるとともに、「門真市幸福度指標」を取り入れた「門真市第5次総合計画（改訂版）」を策定しました。

### 基本構想

「基本構想」とは、本市におけるまちづくりの基本理念と将来都市像を示すとともに、これを達成するための基本目標を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものです。

#### (1) 計画の目標年次と将来人口

##### 【目標年次】

平成31（2019）年度を目標年次とします。

##### 【将来人口】

目標年次の将来人口を125,000人とします。

#### (2) わがまち門真がめざす将来の姿

人・まちが元気であることを体感できる都市づくりをめざすこととし、「人・まち“元気”体感都市 門真」を将来像とします。

#### (3) 基本理念

**元気** 人がまちを育み、まちが人を育む元気なまち

誰もが「このまちに住んで良かった」とわがまち門真への夢と誇りを持つことができるよう、また、「住みたい憧れのまち」となるよう、人がまちを育み、まちが人を育む元気なまちをつくります。

**人** みんなが活躍しているまち

市民と市役所みんながめざす「将来の姿」を共有し、いっしょに手を携え

ながらみんなが活躍しているまちづくりを進めます。

#### まち 未来の発展につながるまち

将来を担う子どもたちに、まちの“宝”を引き継ぐとともに、みんながまちなかで安全・安心に、便利で快適に暮らす未来の発展につながるまちづくりを進めます。

#### (4) 基本目標

みんながいっしょに協力してまちづくりを進める「協働」を、これらすべての基本目標を達成するための基本姿勢とします。

##### 基本目標－1 みんなの協働でつくる地域力のあるまち

- ①市民のまちづくりへの参画を促す環境をつくります
- ②市民に信頼され、協働まちづくりを先導する市役所をつくります

##### 基本目標－2 将来を担う子どもが育つ教育力のあるまち

- ①安心して産み、育てることができる子育て支援のまちをつくります
- ②心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります

##### 基本目標－3 安全・安心で快適に暮らせる明るいまち

- ①安全で安心な暮らしを育む明るいまちをつくります
- ②便利で快適なまちなかをつくります

##### 基本目標－4 いきいきと人が輝く文化薫るまち

- ①平和な社会を育む共生のまちをつくります
- ②ワクワクする人や出会いを育む文化のまちをつくります

##### 基本目標－5 健やかな笑顔あふれる支え合いのまち

- ①みんなで困っている人を助け合う福祉のまちをつくります
- ②みんなの健やかな心と体を育む健康のまちをつくります

##### 基本目標－6 環境と調和し、産業が栄える活力のあるまち

- ①人や環境にやさしい美しいまちをつくります
- ②いきいきとしたまちを育む産業をつくります

(5) 第5次総合計画進行管理事業

(平成23年4月実施)

「門真市第5次総合計画」に基づき持続可能な「都市経営」をめざし、その実現と手段との関係を明確にしながら、市民と市役所が一体となって、施策展開の進捗状況を評価し、施策の改善につなげていくため、計画（Plan）実行（Do）評価（Check）改善（Act）のサイクルを取り入れたPDCAマネジメントシステムを構築することにより、「実現可能で成果が市民に見える総合計画」とするものです。

① 事務事業評価

「門真市第5次総合計画」実施計画に掲載されている事業（＝事務事業）を対象に、担当課評価等により、事業の課題や来年度の目標を記述するとともに、事業の方向性を各事務事業評価区分より選択して、事業評価を行うものです。

② 「市民ご意見番」制度

18歳以上の公募市民が「市民ご意見番」として、担当課評価による事務事業評価をもとに、市民の視点による事務事業の重要度・満足度について5段階評価のアンケートを実施することにより、市民ニーズを把握するものです。

③ 門真市第5次総合計画施策評価委員会及びワーキンググループ

門真市第5次総合計画施策評価委員会は、学識経験者、公募市民により構成し、「門真市第5次総合計画」における基本施策全59施策を対象に、施策の進捗・達成状況や施策の推進のための事務事業が施策の目的に合致しているか等の評価を行うものです。

また、施策評価委員会内において、ワーキンググループを構成し、各学識委員が施策評価に係る調整・意見聴取をグループ単位で図れるようにするとともに、市民意見を取り入れるため、公募市民をワーキンググループメンバーとし、意見交換を行います。

(6) 第5次総合計画の中間見直し（平成27年3月実施）

門真市第5次総合計画を策定してから5年が経過することを受け、施策の進捗状況及び社会経済情勢などの変化を踏まえ、中間見直しを平成26年度に実施し、平成27年3月に「門真市第5次総合計画（改定版）」を策定しました。

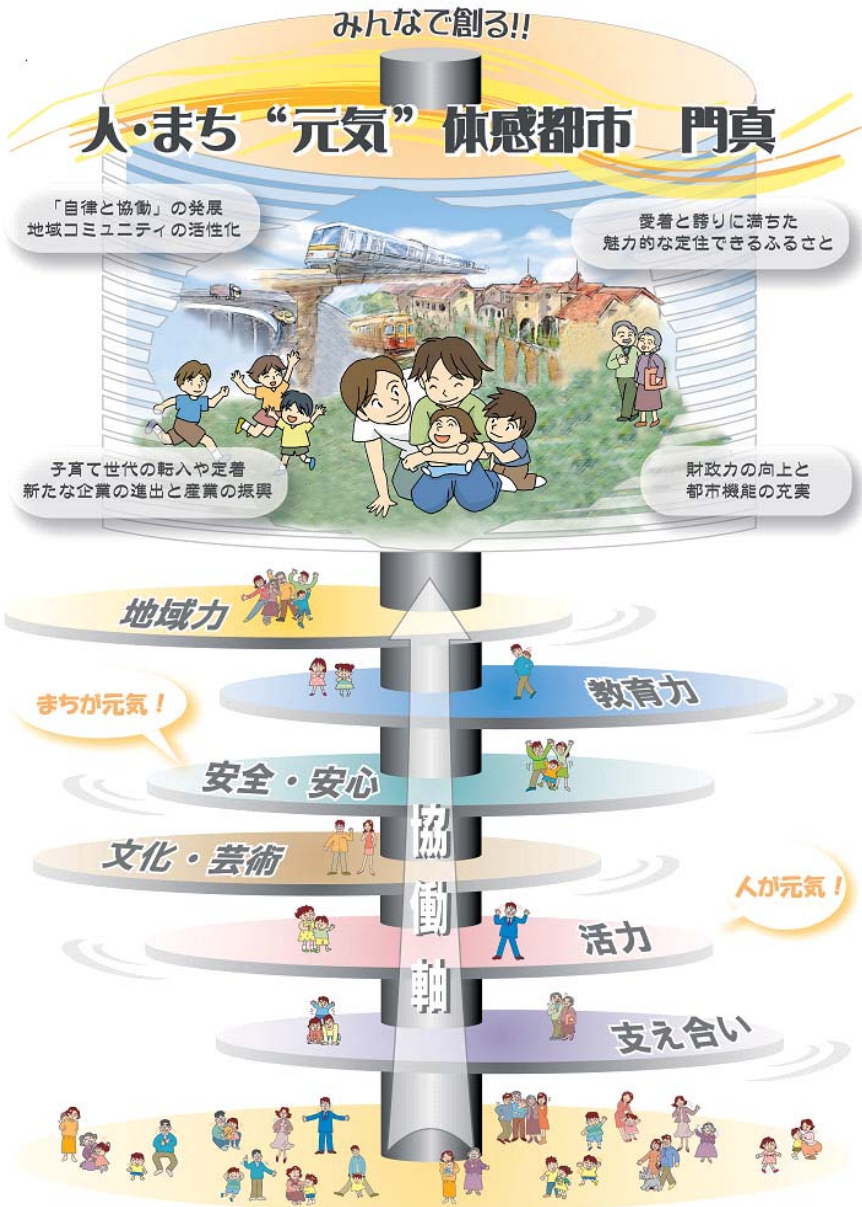
○中間見直しの範囲

総合計画の構成	総合計画上の位置づけ	見直しの方向性
基本構想	まちづくりの基本理念と将来都市像及び基本目標を明らかにするもの	人口推計や財政見通しの見直しのほか、必要な表現の時点修正
基本計画総論	行政各分野の各施策の方針とめざすべき指標などを総合的、体系的に明らかにするもの	各表現の修正のほか、「達成度を測る指標」の見直し
基本計画各論		

○中間見直しの概要

- ・人口推計の見直し
- ・財政見通しの見直し
- ・「門真市第5次総合計画中間見直しにかかる市民意識調査」の実施
- ・本文及び「達成度を測る指標」の見直し
- ・「門真市幸福度指標体系」の追加

○門真市第5次総合計画における将来像



## 5 公民協働

### (1) 門真市自治基本条例推進事業

自治基本条例は、協働によるまちづくりを推進することにより、自ら生成し、発展する自律発展都市を形成するため、自治に関する基本理念、市政運営の基本的な事項を定めるものとして、公募市民を中心とする市民検討委員会及び市内で組織する条例制定検討委員会において、条例の内容の検討を行い、平成 26 年 1 月 1 日に施行しました。

自治基本条例推進事業は、協働によるまちづくりの基本原則や市民・事業所・市役所などの役割など、自治基本条例が定める協働によるまちづくりの基本的な考え方にに基づき、地域の課題解決に向けた取り組みを推進する地域会議の設立や活動の支援などを行うものです。

### (2) ひと・まち・元気事業

ひと・まち・元気事業は、様々な形態の講座を通じ、市政や地域活動への関心を高め、協働意識の醸成を図り、協働によるまちづくりを推進するために実施するものです。

#### ① 門真市自治基本条例出前講座

門真市自治基本条例出前講座は、門真市の自治の基本理念を明らかにし、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び住民の福祉の増進を図ることを目的として制定された門真市自治基本条例を、広く皆さんに知っていただくため、市職員が地域や団体の会合・総会・研修等に伺い、条例について説明するものです。

対 象 者	市在住、在勤、在学の方で概ね 10 名以上のグループ
開 催 時 間	原則平日（土日祝、年末年始を除く） 午前 10 時～午後 5 時の間で 2 時間以内
開 催 場 所	申込者が用意された市内の会場へお伺いします。
費 用	無料

② かどま市民大学

かどま市民大学は、市民などが年間を通じて、市政全般について学ぶことにより、市の現状と課題を把握し、協働によるまちづくりの主体となって、地域の課題解決に取り組むため実施するものです。講義は、市職員、学識経験者が行います。

なお、かどま市民大学は、市が行う事業の名称であり、学校教育法に定める大学ではないので、修了しても大学卒業資格を得られるものではありません。

対 象 者	市在住・在勤・在学・市内で市民公益活動を行う人または行おうとする人で18歳以上の方など
実 施 場 所	主に門真市民プラザで実施（一部他会場で実施）
実 施 日	9～1月の主に水曜日・土曜日に実施（一部祝日等に実施）
実 施 時 間	午前 10時30分～12時 午後 1時～2時30分 （ただし、フィールドワーク等を行う場合は、この限りではありません。）

かどま市民大学コース

コース	内 容	定員	受講料	修了認定
総合学部 コ ー ス	市政全般について学びたい方を対象とし、全ての講座を受講できます。	30名程度	年間 2,000円	10講座以上及びグループワーク3回以上の受講で修了となります。
専門学部 コ ー ス	市政に関する特定の分野において、専門的な知識を身につけたい方を対象とし、「教育・福祉」、「市民活動」、「生活環境」の3つの学部から受講する学部を選択します。 また、修了要件には含まれませんが、特別講演及びグループワークを受講できます。	1学部 20名程度	1学部 1,000円	専門科目と共通科目の中からそれぞれ2講座以上、合計4講座以上の受講で修了となります。
聴 講 生	特定の講座のみを受講したい方を対象とし、興味のあるテーマの講座に申し込むことで、受講できます。	1講座 20名程度	1講座 200円	聴講生の修了認定は行いません。



## 6 門真市産業振興ビジョン

(平成22年3月策定)

### 産業振興ビジョンの目的

時代の大きな変化のなか、様々な要因により低迷している本市産業の転換点を生み出し、今後変化し続ける多様なニーズに柔軟に対応し発展していけるようにするため、門真市の産業の将来像を明らかにする。その主体である企業・事業者を初め、経済団体、公的産業支援団体、市民、NPO、そして行政が、それぞれの役割を果たしつつ協働して環境や体制の整備に努める。多くの主体間で今後目指すべき方向性を共有することにより、将来像の実現を図ることを目的として、「門真市産業振興ビジョン」を策定しました。

### 門真市の産業を取り巻く状況

～統計と実態調査から～

1. 商業・サービス業を取り巻く現状と課題
  - ①市内人口減少に伴う消費需要の低下、小売業や対個人サービス業も縮小傾向
  - ②経営者高齢化の進行、直面する課題は後継者不足への対応と育成
  - ③経営状況が赤字か黒字かで課題が異なり、行政支援ニーズも違う
  - ④個人顧客中心の事業者は地域着着型の商圈に特徴があり、売上高・店舗数共に減少幅が大きい
  - ⑤商店街の衰退化が顕著
  - ⑥事業所流出を防ぐ検討策が必要
  - ⑦新規事業展開や革新的な取り組みが不足しており、地域活動への参加も低い
2. 製造業を取り巻く現状と課題
  - ①零細規模事業所の減少と大規模事業所の製造品出荷額の増加が同時進行
  - ②売り上げ減少企業は規模が小さいほどその割合は大きい
  - ③過半数が下請中心の業態で、経営者の高齢化も顕著
  - ④IT活用が未成熟で、ITへの対応能力が不足
  - ⑤事業所の3分の2は門真市内企業からの受注が1割以下
  - ⑥マーケットシェアの高い企業がある一方で、グループ活動や産学連携が進んでいない
  - ⑦南東地域・南西地域の住宅増加に伴う住工混在問題が顕在化
  - ⑧産学連携やグループ活動が不十分、OBの人材活用も不足
  - ⑨門真市工業立地のメリットは大手メーカー本社の知名度
3. 農業を取り巻く現状と課題
  - ①高齢化が進むなか、後継者が従事しているのは2割に満たないが、子どもなど親族に継がせたいが4割
  - ②将来も継続させたいと考えている従業者が2割にとどまり、農地縮小の意向が表れている
  - ③れんこん・くわいの作付面積はそれぞれ5.2haと1.3haで年々減少傾向にあり、生産能力に限界がみられる
  - ④農地の役割として、「雨水の保水や自然、生態系の保全の場」、「うるおいのある景観」などを求める声が高い

### ～基本方針と目標～

#### 発見

1. 門真の目玉 強みづくり
  - ・門真発の商品・サービス・ものづくり
  - ・強みを生み出す環境づくり

#### 発信

2. 門真からの情報発信
  - ・多様な情報発信の充実
  - ・IT活用に向けた体制づくり

#### 次世代へ

3. 事業継承 次世代へ
  - ・人材育成
  - ・住みやすい・働きやすい・買い物しやすいまちづくり

## 産業振興に向けた方策

### 門真の目玉 強みづくり（発見）

#### (1) 門真発の商品・サービス・ものづくり

<商業>

- ・門真発の商品・サービスづくり(門真の顔づくり)
- ・がんばる「名店」の発見・発掘（新商品・サービス開拓）

<製造業>

- ・開発促進の基盤体制づくり（産官学連携）
- ・オンリーワン企業の発掘による門真の顔づくり

<農業>

- ・特産物を活かした商品・スポットづくり（特産物ビジネス）
- ・がんばる「農家」が集まる土台づくり

#### (2) 強みを生み出す環境づくり

<商業>

- ・既存店舗の経営強化や改善（専門家の派遣）
- ・新たなチャレンジの場づくり（お試し体験）

<製造業>

- ・経営近代化に向けた取り組みの推進（異業種交流）
- ・企業に魅力ある環境づくり（起業支援セミナー）

<農業>

- ・農作物の新たな流通の場づくり（直売所拡充）
- ・安全・安心の農作物で、地産地消の推進（エコ農産物）

### 門真からの情報発信（発信）

#### (1) 多彩な情報発信の充実

<商業>

- ・多様な媒体を活用した情報発信の充実（商店街マップ）

<製造業>

- ・ものづくり情報の発信（展示会出展）

<農業>

- ・特産物や農業情報の配信

#### (2) IT活用に向けた体制づくり

<商業>

- ・ITの活用を促進する取り組みの充実（名店紹介サイト）

<製造業>

- ・登録サイトの立ち上げとIT化の促進（企業検索サイト）

### 事業継承 次世代へ（次世代へ）

#### (1) 人材育成

<商業>

- ・子どもや学生の理解や興味の創出(見学や体験)
- ・けん引役の人材育成に向けた取り組み（商店街宮塾）

<製造業>

- ・後継者育成に向けた取り組み（工場見学会）
- ・人材活用に向けた取り組み（OBネットワーク）

<農業>

- ・担い手の育成に向けた取り組み（農業塾）
- ・人材の幅広い活用（緑のネットワーク）

#### (2) 住みやすい・働きやすい・買い物しやすいまちづくり

<商業>

- ・地域の課題に貢献したサービスづくり(福祉サービス)
- ・地域活動に積極的な事業所を増やし、地域コミュニティ力を向上（NPOなどと協働）

<製造業>

- ・ものづくりのまちなみの創造（ものづくりコミュニティ）
- ・住宅と工場が共存できるまちづくり(住工共生)

<農業>

- ・農地の保全で潤いのある景観の確保

## 7 門真市地域防災計画

(平成 25年6月修正)

### (1) 計画の目的

地域の災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施する事項を定め、市と市内の公共的団体等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

### (2) 計画の構成

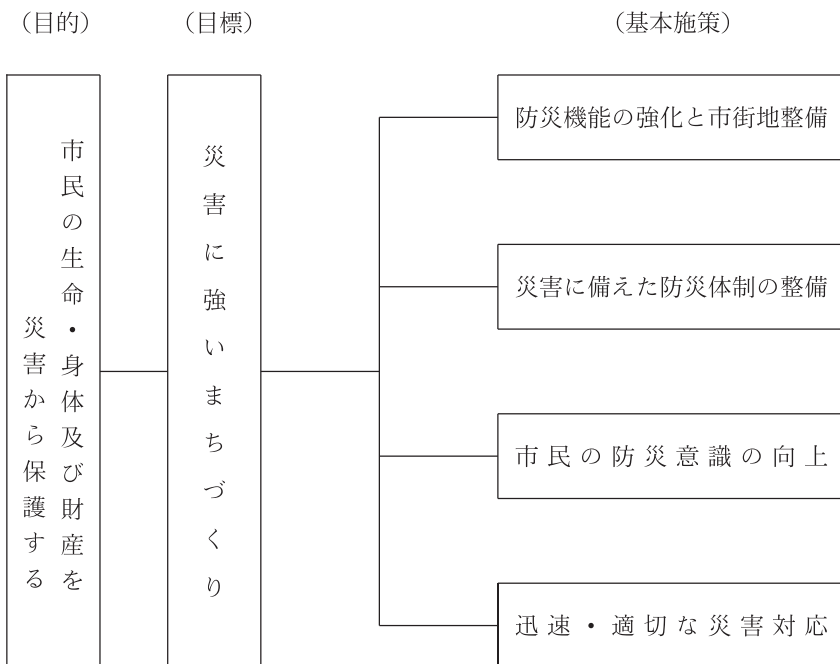
この地域防災計画は、組織名称の変更や法律改正などに伴い、平成 25 年 6 月に修正しました。

地域防災計画は次の 4 編で構成されています。

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| ① 総則・災害予防対策      | 第 1 編 総則              |
|                  | 第 2 編 災害予防対策          |
| ② 地震災害応急・復旧・復興対策 | 第 1 編 地震災害応急対策        |
|                  | 第 2 編 災害復旧・復興対策       |
|                  | 付編 1 東海地震関連情報に伴う対応    |
|                  | 付編 2 東南海・南海地震防災対策推進計画 |
| ③ 風水害等応急・復旧・復興対策 | 第 1 編 風水害等応急対策        |
|                  | 第 2 編 その他災害応急対策       |
|                  | 第 3 編 災害復旧・復興対策       |
| ④ 資料 編           |                       |

### (3) 基本目標

市民・事業所・行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図り、災害に強いまちづくりをめざします。



(4) 地域防災計画の内容

防災のための教育・訓練その他の災害予防、情報の収集・伝達、災害に関する予報・警報の発令・伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策・災害復旧に関する事項計画。

# 8 財 政

## (1) 会計別予算

(単位：千円)

年 度 会計別		平成 27 年度		平成 26 年度		増減率 (%)
		当初予算額	構成比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	
一 般 会 計		58,410,000	61.8	53,110,000	62.9	10.0
特 別 会 計	国民健康保険事業	21,177,066	22.4	18,326,432	21.7	15.6
	公共下水道事業	8,593,050	9.1	6,883,751	8.1	24.8
	都市開発資金	783	0.0	783	0.0	0.0
	公共用地先行取得事業	497,023	0.5	722,384	0.9	△31.2
	後期高齢者医療事業	1,397,506	1.5	1,389,100	1.6	0.6
	小 計	31,665,428	33.5	27,322,450	32.3	15.9
企業 会計	水 道 事 業	4,460,704	4.7	4,075,895	4.8	9.4
総 計		94,536,132	100.0	84,508,345	100.0	11.9

## (2) 一般会計予算(款別・性質別)

## ① 歳入(款別)

(単位：千円)

年度 款別	平成27年度		平成26年度		増減率 (%)
	当初予算額	構成比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	
市 税	17,401,456	29.8	17,788,464	33.5	△2.2
地 方 譲 与 税	196,000	0.3	196,000	0.4	0.0
利 子 割 交 付 金	55,000	0.1	60,000	0.1	△8.3
配 当 割 交 付 金	131,000	0.2	89,000	0.2	47.2
株式等譲渡所得割交付金	91,000	0.2	16,000	0.0	468.8
地方消費税交付金	2,400,000	4.1	1,663,000	3.1	44.3
自動車取得税交付金	63,000	0.1	94,000	0.2	△33.0
地方特例交付金	76,000	0.1	76,000	0.1	0.0
地方交付税	6,969,000	11.9	6,630,000	12.5	5.1
交通安全対策特別交付金	26,000	0.0	26,000	0.1	0.0
分担金及び負担金	241,097	0.4	320,736	0.6	△24.8
使用料及び手数料	627,484	1.1	605,206	1.1	3.7
国庫支出金	15,246,840	26.1	14,499,916	27.3	5.2
府 支 出 金	4,591,585	7.9	3,697,859	7.0	24.2
財 産 収 入	407,335	0.7	45,457	0.1	796.1
寄 附 金	3,000	0.0	3,000	0.0	0.0
繰 入 金	1,564,208	2.7	1,187,407	2.2	31.7
諸 収 入	576,844	1.0	628,081	1.2	△8.2
市 債	7,743,151	13.3	5,483,874	10.3	41.2
歳 入 合 計	58,410,000	100.0	53,110,000	100.0	10.0

② 歳 出 (款 別)

(単位：千円)

年 度 款 別	平成 27 年度		平成 26 年度		増減率 (%)
	当初予算額	構成比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	
議 会 費	431,199	0.7	423,180	0.8	1.9
総 務 費	3,986,407	6.8	4,361,315	8.2	△8.6
民 生 費	28,988,625	49.6	27,879,847	52.5	4.0
衛 生 費	3,780,390	6.5	3,312,679	6.3	14.1
農 林 水 産 業 費	33,484	0.1	36,031	0.1	△7.1
商 工 費	132,874	0.2	123,243	0.2	7.8
土 木 費	6,818,748	11.7	5,851,429	11.0	16.5
消 防 費	1,720,646	2.9	1,717,099	3.2	0.2
教 育 費	7,215,432	12.4	3,627,692	6.8	98.9
公 債 費	5,252,195	9.0	5,727,485	10.8	△8.3
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0.0
歳 出 合 計	58,410,000	100.0	53,110,000	100.0	10.0

③ 歳 出 (性質別)

(単位：千円)

性質別 年 度	平成 27 年度		平成 26 年度		増減率 (%)
	当初予算額	構成比 (%)	当初予算額	構成比 (%)	
人 件 費	7,117,961	12.2	6,958,538	13.1	2.3
扶 助 費	20,305,781	34.8	20,137,477	37.9	0.8
公 債 費	5,252,195	9.0	5,727,485	10.8	△8.3
物 件 費	6,044,816	10.4	6,017,720	11.3	0.5
補 助 費 等	3,122,221	5.3	3,525,545	6.7	△11.4
維 持 補 修 費	196,031	0.3	124,482	0.2	57.5
積 立 金	140,898	0.2	14,752	0.0	855.1
貸 付 金	9,030	0.0	9,030	0.0	0.0
繰 出 金	7,170,625	12.3	7,030,728	13.3	2.0
建 設 事 業 費	9,000,442	15.4	3,514,243	6.6	156.1
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0.0
歳 出 合 計	58,410,000	100.0	53,110,000	100.0	10.0



## (3) 決 算（平成25年度）

## ① 各会計決算

（単位：千円）

会 計 別		予算現額	歳 入	歳 出	歳入歳出 差引額
一 般 会 計		60,019,272	54,900,546	54,257,562	642,984
特 別 会 計	国民健康保険事業	21,457,840	18,001,409	20,600,030	△2,598,621
	公共下水道事業	6,466,965	5,501,317	5,393,134	108,183
	都市開発資金	783	0	0	0
	公共用地先行取得事業	836,036	836,035	836,035	0
	後期高齢者医療事業	1,278,600	1,269,430	1,206,512	62,918
合 計		90,059,496	80,508,737	82,293,273	△1,784,536

② 普通会計決算状況

(平成25年度決算状況表より抜粋)

区 分	平成24年度	平成25年度	区 分	指 数 等
	千円	千円		千円
歳入総額 A	54,586,699	52,680,587	基準財政需要額	20,051,393
歳出総額 B	54,162,651	52,037,603	基準財政収入額	13,549,041
歳入歳出差引額 A-B=C	424,048	642,984	標準財政規模	26,928,919
翌年度へ繰り越すべき財源 D	169,520	377,083	うち臨時財政対策債 発行可能額	2,804,666
実質収支 C-D=E	254,528	265,901	財政力指数	(単0.676)0.683
単年度収支 F	①-⑦ 144,244	11,373	実質収支比率	1.0
積立金 G	59,412	129,815	公債費負担比率	15.9
繰上償還金 H	—	—	積立金現在高	7,008,138
積立金とりぐずし額 I	250,000	150,000	地方債現在高	47,636,817
実質単年度収支 F+G+H-I=J	△46,344	△8,812	債務負担行為額	7,340,678
			經常一般財源	24,876,600
			經常収支比率	97.6

◆平成25年決算に基づく財政健全化判断比率

(単位：%)

	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ※1	—	11.96	20.00
連結実質赤字比率 ※2	—	16.96	30.00
実質公債費比率 ※3	7.1	25.0	35.0
将来負担比率 ※4	42.1	350.0	

※1 一般会計（通常の行政事務の会計）などの健全性を測る

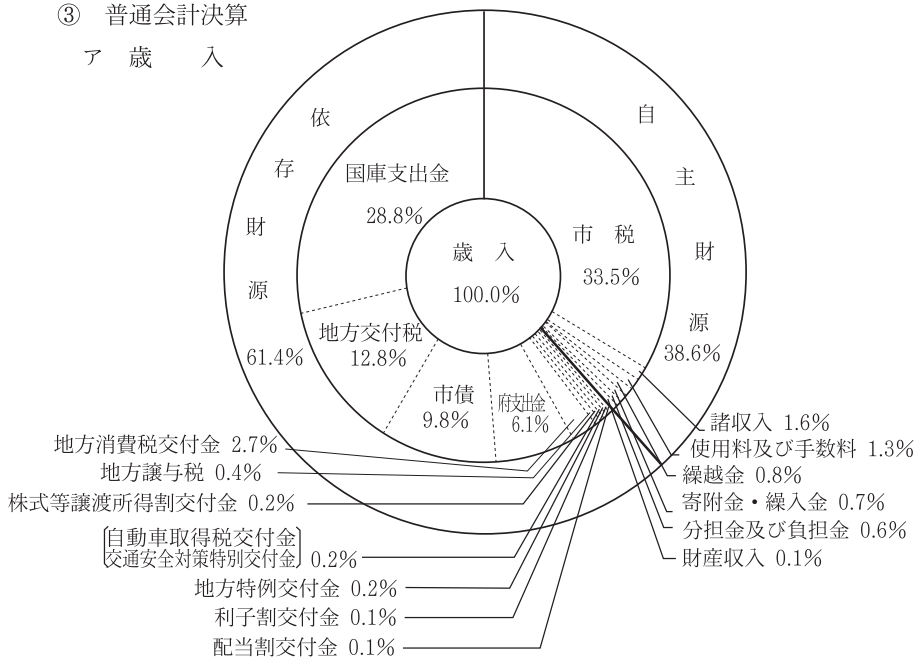
※2 国民健康保険事業特別会計や水道事業会計など、すべての会計の健全性を測る

※3 市債の元利償還金などの公債費の健全性を測る

※4 土地開発公社などを含め、市が将来負担すべき負債の健全性を測る

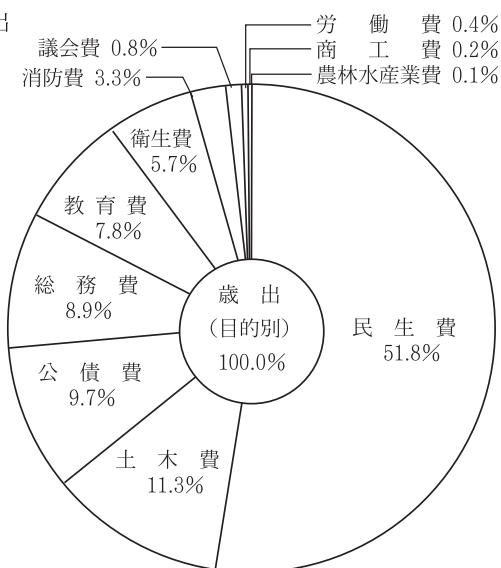
③ 普通会計決算

ア 歳入

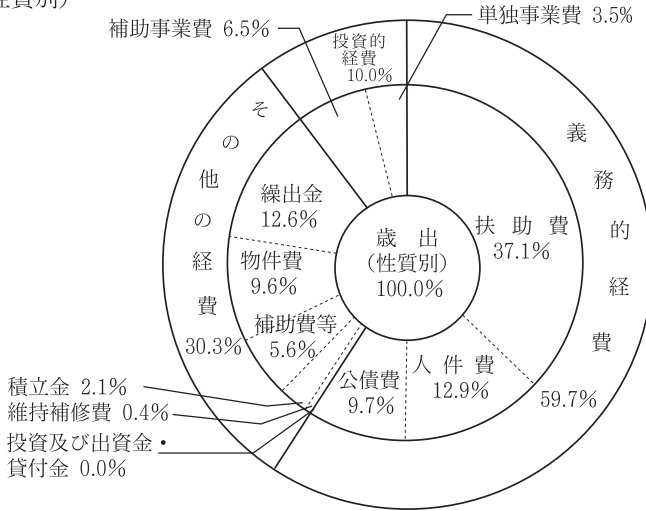


イ 歳出

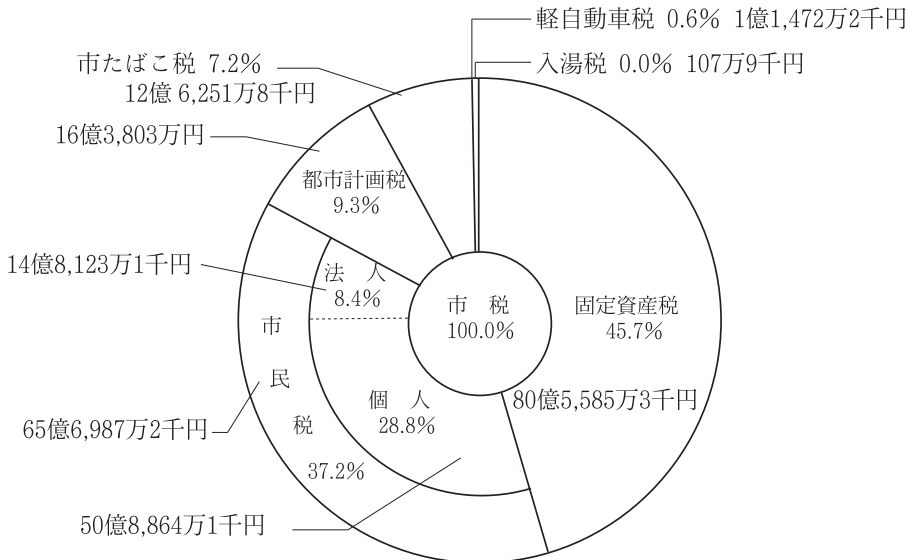
(目的別)



(性質別)



④ 市税負担の状況 (平成25年度決算)



⑤ 適用税率の状況（平成25年度決算状況表より抜粋）

市 民 税 個 人 分	均 等 割	円	市 民 税 法 人 分	均 等 割	円
		3,000			60,000
					156,000
					180,000
					192,000
					480,000
					492,000
					2,100,000
					3,600,000
	所 得 割	標準税率 に対する 比率 1.0		法人 税割	14.7/100
			固定資産税		1.4/100

⑥ 徴収率の状況（平成25年度決算状況表より抜粋）

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
	%	%	%
市 民 税	97.6	19.9	89.1
固 定 資 産 税	98.5	20.8	92.8
市 税	98.2	20.4	91.8

(4) 決算規模の推移（普通会計）

年 度	22	23	24	25	26 (見込)
歳 入	489.2	522.0	545.9	526.8	513.1
指 数	100.0	106.7	111.6	107.7	104.9
歳 出	481.9	520.5	541.6	520.4	508.0
指 数	100.0	108.0	112.4	108.0	105.4

（億円）

## (5) 主な手数料一覧

事務の区分	手数料の額	
	単位及び区分	金額
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)関係事務	(1) 住民票の写し又は戸籍の附票の写しの交付	1件につき ※300円
	(2) 住民票又は戸籍の附票の記載に関する証明	1件につき 300円
	(3) 住民票の閲覧	1件につき 300円
	(4) 住民基本台帳カードの交付、再交付及び有効期間内の交付	1件につき 500円
戸籍法(昭和22年法律第224号)関係事務	(1) 戸籍の謄抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
	(2) 除かれた戸籍の謄抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円
	(3) 戸籍(磁気ディスクをもって調製された戸籍を除く。)に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき 350円
	(4) 除かれた戸籍(磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍を除く。)に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき 450円
	(5) 届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他の書類の記載事項証明書の交付	1通につき 350円
	(6) 前号に掲げる証明書のうち、上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書の交付	1通につき 1,400円
	(7) 届書その他の書類の閲覧	書類1件につき 350円
狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)関係事務	(1) 犬の登録	1頭につき 3,000円
	(2) 狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円
	(3) 犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円
	(4) 狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円
前各項に掲げる事務以外の事務	(1) 租税公課に関する証明	1件につき 300円
	(2) 土地、建物その他物件に関する証明	1件につき 300円
	(3) 身分に関する証明	1件につき 300円
	(4) 戸籍又は住民票に記載がない旨の証明	1件につき 300円
	(5) 印鑑登録証明書の交付	1枚につき ※300円
	(6) 印鑑登録証の交付	1件につき 300円
	(7) 埋火葬許可証の写しの証明	1件につき 300円
	(8) 営業に関する証明	1件につき 300円
	(9) 臨時運行許可の申請に対する審査	1両につき 750円
	(10) 道路敷、水路敷その他の市有地と民有地との境界に関する証明	1筆につき 1,000円
	(11) 前各号に掲げる事務以外の事務に係る証明又は閲覧	1件につき 300円

※ 住民票の写し及び印鑑登録証明書については、コンビニ交付サービスを利用した場合、1件につき 200円